

若林区民ふるさとまつり
おまつり広場参加基準
(平成12年8月24日若林区民ふるさとまつり実行委員会決定)

1. 参加資格

おまつり広場への参加するための資格は、次の全てに該当するものであること。

- (1) 若林区内において年間を通じた活動をする団体または若林区民ふるさとまつり実行委員会委員長（以下「実行委員長」という）が認めるもので、特定の政治または宗教の利害にかかわりがあるものでないこと。
- (2) 暴力団及び暴力団員（この基準ではいずれも「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団または暴力団員をいう）または暴力団関係者（この基準では「暴力団員に準じる者として宮城県警本部から通報があった者又は県警が確認した者」をいう。）らにかかわりがあるものでないこと。
- (3) 若林区民ふるさとまつり（以下「区民まつり」という）の開催・運営に協力し、区民誰もが楽しく思い出深いものになるよう活動するものであること。
- (4) 区民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という）の指示及び基準並びに区民まつりの毎年のテーマ等を了承し、これらについて遵守できるものであること。
- (5) 過去に区民まつりに参加し、その運営内容等において実行委員会の指示及び基準等に従わずに注意または参加の取り消し、もしくは来場者から多くの苦情を受けたことが無いこと。
- (6) 実行委員長が参加を許可し、定める期限までに参加料を納入していること。

2. 内容

おまつり広場内に参加することができる活動は、次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 若林区の歴史や文化、特色を広く知らしめるものであること。
- (2) 行政相談等仙台市（若林区）との関わりが深く、公共性があるもの。
- (3) 区民まつりの来場者の誰もが楽しめるものであること。
- (4) その他実行委員長が認めるもの。

3. 内容の制限

前条の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、おまつり広場において行うことができない。

- (1) 賭博・富くじに当たるものなど、法律に反するもの
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 音楽の歌唱・演奏、拡声器などを用いての宣伝など、大きな音または連続した音を立てること
- (4) その他実行委員長が不適切と認めるもの

4. 物品販売等を伴う場合の諸注意

- (1) 利潤のみを追求するのではなく、販売等の価格は常識的な価格に設定し、区民まつりに協力するというスタンスで参加すること。
- (2) 販売する物品は区民まつりの来場者が広く楽しめるもの、または地域の物産等若林区の特色をアピールするもの等であること。
- (3) 食品等を販売する場合は食品衛生に関する法令等を遵守すること。

5. 参加の審査及び許可並びに取り消し

- (1) おまつり広場への参加を希望する団体は、「若林区民ふるさとまつり おまつり広場参加申込書兼誓約書（様式1）」に、原則として団体の活動内容がわかる必要書類を添えて実行委員長が定める期間内に提出し、実行委員長の審査を受け、参加の許可を受けなければならない。

この「必要書類」とは、以下のいずれかのものとする。ただし実行委員長が認める場合には、この必要書類の提出を省略することができる。

- ①活動計画書及び予算書

- ②活動実績報告書及び決算書
 - ③団体規約
 - ④団体役員名簿
 - ⑤その他実行委員会委員長が認めるもの
- (2) 実行委員長は、審査をする上で必要な場合は、参加申し込みをした団体（以下「申込者」という）に追加説明等を求めることができる。この場合、申込者はそれに回答しなければならない。
- (3) 実行委員長は、当基準に適合した申込者の数が募集する定数を超えた場合は、抽選により参加を許可する団体（以下「参加者」という）を決定することができる。
ただし、実行委員長が必要と認める団体または参加内容の団体についてはこの抽選から除外し、優先的に参加者として決定することができる。
実行委員長が必要と認める団体または参加内容の基準は、以下のとおりとする。
- ①行政相談等仙台市（若林区）との関わりが深く、公共性があるもの
 - ②若林区の歴史や文化、特色等を紹介する展示等で、来場者から対価を徴収しないもの
 - ③その他実行委員長が認めたもの
- (4) 実行委員長は、参加の許可をした後でも、以下の場合は参加者に対し内容等の是正及びその報告を求めることまたは許可の取り消しをすることができる。
- ①当基準に違反または申請内容等が虚偽であることが判明した場合
 - ②実行委員長が区民まつりへの参加がふさわしくないと判断した場合

6. その他

- (1) おまつり広場内における参加場所及びその範囲は、実行委員長がおまつり広場全体の運営方針などを勘案し指定を行う。
- (2) 参加料等については、別に定める。
- (3) 参加者は、実行委員長が開催する事前の「参加者説明会」に出席しなければならない。
- (4) 参加する場所及び区民まつりの催事内容その他により参加者に損害が生じた場合であっても、実行委員会及び関係者はその責を負わない。
- (5) 当日の運営及び搬入した物品の管理は参加者の責において行うものとし、盗難や破損などの事故について実行委員会と関係者はその責を負わない。
- (6) 参加者は、その名義を他人に譲渡してはならない。申請内容が変更となった場合は、速やかに実行委員長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (7) その他必要な事項は実行委員長が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成12年 8月25日から実施する。

附 則（平成14年 8月12日改正）

この基準は、平成14年 8月13日から実施する。

附 則（平成21年 6月30日改正）

この基準は、平成21年 7月 1日から実施する。